

北九州市自転車競技法第3条の規定に基づく事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、北九州市（以下「市」という。）が行う同条第2号及び第3号の事務（以下「競輪事務」という。）を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 競輪事務の私人への委託については、法令並びに北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号）及び北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）その他公営競技局長が定める規程のほか、この要綱の定めるところによる。

(委託の相手方に関する基準)

第3条 市は、次に掲げる者（その者を役員とする法人も含む。）に競輪事務を委託することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者
- (2) 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第3条第2項各号に掲げる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与している者であるもの
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(委託契約)

第4条 競輪事務の委託契約は、当該委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更、解除の条件その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

(公金の払込み)

第5条 施行規則第3条第1項第2号に定める公金取扱事務の委託を受けた者は、徴収した公金を、その内容を示す計算書を添えて、公営競技局長の指定する期日までに公営競技局長の指定する出納取扱金融機関等に払い込まなければならない。

(検査)

第6条 公営競技局長は、委託した競輪事務の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、委託の相手方に対し、競輪事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は委託の相手方の事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類その他必要な物件を検査することが

できる旨を委託契約に定めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委託を受けた者は、事務を遂行するに当たり、知り得た一切の情報を公営競技局長が指示する目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない旨を委託契約に定めるものとする。

(公表)

第8条 公営競技局長は、第4条に規定する委託契約を締結したときは、その旨を市ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表する。

2 前項の市ホームページへの掲載による公表期間は14日間とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、競輪事務の委託に関し必要な事項は公営競技局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。